平成２７年（フ）第３９７号
兵庫県高砂市曽根町1753番地
債務者　芝　　武夫
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９８号
兵庫県高砂市曽根町1753番地
債務者　芝　　洋美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県加古川市加古川町美乃利143番地の１エバーシャイン302号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府936番地の10
債務者　岡田　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９５号
兵庫県姫路市嵐山町７番地９
債務者　三木　真行
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０号
奈良市芝辻町４丁目10番地の17　ドムール佐保川301号
債務者　香の湯かふぇこと　田中　香織
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５５号
奈良市百楽園３丁目11番２号　大神ハイツ204号
債務者　西川　高司
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１２号
広島市南区仁保２丁目20番16号
債務者　**来**野　静則
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９号
広島市佐伯区三宅３丁目12番１―505号
債務者　豊田　安則
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
広島市中区光南１丁目４番４―302号
債務者　藤川　祐美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
山口県下関市長府才川２丁目28番16―103号
債務者　濵田　雅子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
福岡県大川市大字小保470番地３（小保団地334号）
債務者　**藪**内　忠義
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
福岡県大川市大字小保470番地３（小保団地334号）
債務者　**藪**内　暁子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
福岡県大川市大字下青木195番地８
債務者　垣添　忠俊
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福岡県田川郡糸田町1652番地708号、前住所福岡県田川郡糸田町3721番地10
債務者　林　　裕美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙1163番地４
債務者　豊島　優子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久根津409番地１
債務者　森　幸二郎
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１６号
秋田市大町６丁目３番47―402号
債務者　小林　里美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部